

○徳山大学アクティブラーニング研究所規程

(平成 27 年 4 月 1 日 制定)

第 1 条 この規程は、学校法人徳山教育財団組織規程第 19 条に基づき、徳山大学アクティブラーニング研究所（以下「アクティブラーニング研究所」という。）に関する事項を定めるものとする。

第 2 条 アクティブラーニング研究所を「Tokuyama University AL Laboratory」と併記し、呼称を「TUAL（テュアル）」とする。

第 3 条 アクティブラーニング研究所設置の目的は、教員の教育活動における学生の能動的な学習であるアクティブラーニング（以下「AL」という。）について、その推進とALの新しい手法の策定等を図ることにある。

第 4 条 アクティブラーニング研究所は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) ALの促進
- (2) ALに関する研究および調査
- (3) 教員に対するALのサポート
- (4) (3) のために必要となる自治体および地域の各種団体との連絡調整
- (5) その他前条の目的に関連する事項

第 5 条 アクティブラーニング研究所に次の職員をおく。

- (1) 所長
- (2) 研究員
- (3) 事務職員

第 6 条 所長、研究員及び事務職員は、学長がこれを任命する。

第 7 条 アクティブラーニング研究所が国の助成事業、他機関との契約又は覚書等に基づいて実施する事業において発生する補助金及び委託金等は、学校法人徳山教育財団が受領し、その支出については学校法人徳山教育財団経理規程により処理する。

第 8 条 大学の教職員が、大学の設備、施設等を使用して第 3 条に関連する事業を行う場合には、その概要を事前にアクティブラーニング研究所に届け出なければならない。

第 9 条 知的財産権の運用については、学長の指示により、別途協議する。

第 10 条 本規程の改正は、教授会の審議を経て、学長が行う。

附 則

本規程は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。